

平成19年度予算の新規・拡充・縮小廃止事業に関する調べ

部局名		教育部		
事業項目	事業の内容	新規・拡充・廃止等の別	ヒアリングの内容	主管課名
1 就学援助費認定基準の見直し	<p>準要保護者への就学援助費認定基準の生活保護基準額の1.5倍以下を1.2倍以下とする。</p> <p>・支給対象者所得基準 (現状) 支給対象者の世帯所得額が生活保護基準の1.5倍以下であること。 ・生活保護基準は生活に最低限必要な額(冬季加算を含む)に1.5倍を乗じて得た額を年額に換算した額以下のもの。 (改正案) 支給対象者の世帯所得額が生活保護基準の1.2倍以下であること。 ・生活保護基準は生活に最低限必要な額(冬季加算および期末一時扶助を含む)と教育扶助を加えた額に1.2倍を乗じて得た額を年額に換算した額以下のもの。</p>	縮小	<p>・経済的な理由で就学が困難な児童や生徒に学用品等の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図る就学援助をおこなっているが、年々児童生徒数が減少してきているにもかかわらず対象者は増加している。そのため財政を圧迫していることは否めない。そこで、真に援助が必要な人に対して、引き続き安心して教育が受けられるよう制度を見直したいと考える。</p> <p>・最近の受給者数など実績は、16年度257件15,240千円・17年度289件18,061千円・18年度274件(6月現在)と毎年増加している。</p> <p>・生活保護収入基準を基にその1.5倍という率は他の給付基準などでも見られたと思うが、1.2倍とする根拠、実態に則した経済状況の把握など基準の設定について十分議論をすること。</p>	学校教育課
2 生涯学習まちづくり補助金	<p>生涯学習の振興をはかるための当該補助金については、合併後2年度を目途に廃止することとしているため19年度から廃止する。</p>	廃止	<p>・生涯学習活動を通してのまちづくりを推進するため交付していた生涯学習まちづくり補助金を廃止し、平成19年度に策定予定の生涯学習まちづくり計画に沿ってあらたな施策を検討する。</p>	生涯学習課
3 放課後子どもプランの推進事業連携	<p>共働き家庭など留守家庭の10歳未満児童を対象にして、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、すべての子どもを対象に安心・安全な居場所の提供をして健全育成を図る。</p>	拡充	<p>・文部科学省と厚生労働省所管事業の一本化を図った事業である。</p> <p>・学童保育所と異なり、学校の空き教室を使って教育的な場も提供する。</p> <p>・本市では学童保育所の整備をすすめているのに、さらに空き教室まで利用した本事業をする必要があるのか、十分な協議が必要。</p>	生涯学習課

4	法規・例規のインターネットを利用した閲覧コピーサービスの提供	レファレンスコーナー(調べものコーナー)における逐次刊行物の法令関係(現行日本法規・滋賀県例規集等の国・県の定める法律等)加除式図書の利用に代わり、インターネットを利用した法令情報の案内と新たに印刷サービスの提供を行う。	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり利用が無い法令関係加除式図書については、購入に係る経費と法律が変わることに必要な加除に係る経費の削減をした いと考える。しかし、行政サービスはインターネットの活用により引き続き提供を行う。 ・購入等に係る年間経費は、およそ49万円が必要。 ・印刷サービスについては、コピー代のみ負担していただきたいと考える。 	図書館